

## 保育園とくすり

本来、園で薬を飲ませる行為は法律違反です。

### やむを得ず薬を持参される場合

保育者から「お薬依頼書」を受け記入し、一緒に手渡してください。

医療機関からの処方であること。保護者の判断で持参した薬は対応できません。

1回分を持参する。水薬は小さな容器に移してください。

市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。

長期間継続して飲まなければならない薬の場合はご相談ください。

吸入などの医療行為は園では実施できないことになっております。

医療機関で保育園に通っていることを医師に伝えてください。

# お薬依頼書

記入のうえ、保育士に薬と一緒にお渡しください。

解熱剤・市販の薬はお預かりいたしません。

依頼日	平成 年 月 日		
依頼先	富士桜学園		
蒲公英組・堇組・桜組・百合組・向日葵組・その他			
園児名	保護者名		印
病名	病院名	病院での処方日 平成 年 月 日	
薬の内容 ・抗生剤・下痢止め・咳止め			
外用薬(塗薬・点眼)			
食前	分	水 回	・粉( 回)・塗( 回)
食後	分	水 回	・粉( 回)・塗( 回)
おやつ前	分	水 回	・粉( 回)・塗( 回)
おやつ後	分	水 回	・粉( 回)・塗( 回)
その他	分	水 回	・粉( 回)・塗( 回)
受付保育士	投与保育士		
	印		印